

食 品 安 全 委 員 会 第 169 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 18 年 11 月 30 日 (木) 14:00 ~ 15:11

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク

管理機関からの説明について

グルコン酸カルシウム

二ギ酸カリウム

ギ酸カルシウム

(農林水産省からの説明)

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・動物用医薬品 5 品目に関する意見・情報の募集について

セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤 (エクセネル注)

鶏マレック病 (マレック病ウイルス 1 型・七面鳥ヘルペスウイルス)

凍結生ワクチン (クリオマレック (RISPENS + HVT))

鶏マレック病 (マレック病ウイルス 2 型・七面鳥ヘルペスウイルス)

凍結生ワクチン (2 価 MD 生ワクチン (HVT + SB - 1))

豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン (日生研 TGE・PED

混合生ワクチン、スィムジェン TGE/PED)

豚オーエスキー病不活化ワクチン (“ 京都微研 ” 豚オーエスキー病
不活化ワクチン)

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・動物用医薬品 イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分と
する馬の経口投与剤 (エクイバランゴールド) に係る食品健康影響
評価について

・動物用医薬品 イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分と
する馬の経口投与剤 (エクイマックス) に係る食品健康影響評価に

ついて

- ・動物用医薬品 プラジクアンテルを有効成分とするすすき目魚類用
寄生虫駆除剤（水産用ベネサル、ハダクリーン）の再審査に係る
食品健康影響評価について

（４）食品安全モニターからの報告（平成 18 年 10 月分）について

（５）その他

4．出席者

（委員）

見上委員長代理、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員

（説明者）

農林水産省 杉浦畜水産安全管理課長

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5．配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 グルコン酸カルシウムの指定及び基準、規格の設定等に関する食品
健康影響評価の意見聴取について

資料 2 - 1 動物用医薬品専門調査会における審議状況について セフチオフルを
有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）

資料 2 - 2 動物用医薬品専門調査会における審議状況について 鶏マレック病
（マレック病ウイルス 1 型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン
（クリオマレック（RISPENS + HVT））

資料 2 - 3 動物用医薬品専門調査会における審議状況について 鶏マレック病
（マレック病ウイルス 2 型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン
（2 価 MD 生ワクチン（HVT + SB-1））

資料 2 - 4 動物用医薬品専門調査会における審議状況について 豚伝染性胃腸炎・
豚流行性下痢混合生ワクチン（日生研 TGE・PED 混合生ワクチン、スィム
ジェン TGE/PED）

- 資料 2 - 5 動物用医薬品専門調査会における審議状況について 豚オーエスキー病不活化ワクチン（“ 京都微研 ” 豚オーエスキー病不活化ワクチン）
- 資料 3 - 1 動物用医薬品に才折る食品健康影響評価について イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイバランゴールド）
- 資料 3 - 2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価について イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイマックス）
- 資料 3 - 3 動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤（水産用ベネサル、ハダクリーン）
- 資料 4 食品安全モニターからの報告（平成 18 年 10 月分）について

6．議事内容

○見上委員長代理 ただ今から「食品安全委員会」第 169 回会合を開催いたします。

本日は、寺田委員長が欠席されていますので、委員長代理の私が司会進行を務めさせていただきます。

本日は、6 名の委員が出席です。

また、農林水産省から、杉浦畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に「食品安全委員会（第 169 回会合）議事次第」がございますので、御覧いただければと思います。

それでは、お手元の資料の確認をお願いします。本日の資料は 11 点ございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「グルコン酸カルシウムの指定及び基準、規格の設定等に関する食品健康影響評価の意見聴取について」。

資料 2 - 1 が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について＜セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）＞」。

資料 2 - 2 が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について＜鶏マレック病（マレック病ウイルス 1 型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（クリオマレック（RI SPENS + HVT））＞」。

資料 2 - 3 が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について＜鶏マレック病（マレック病ウイルス 2 型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（2 価 MD 生ワクチン（H

VT + SB- 1)) > 」。

資料 2 - 4 が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について＜豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン（日生研 TGE・PED 混合生ワクチン、スィムジェン TGE/PED）＞」。

資料 2 - 5 が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について＜豚オーエスキー病不活化ワクチン（“京都微研”豚オーエスキー病不活化ワクチン）＞」。

資料 3 - 1 が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価について＜イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイバランゴールド）＞」。

資料 3 - 2 が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価について＜イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイマックス）＞」。

資料 3 - 3 が「動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について＜ブラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤（水産用ベネサル、ハダクリーン）＞」。

資料 4 が「食品安全モニターからの報告（平成 18 年 10 月分）について」でございます。不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 1 - 1 にありますとおり、11 月 27 日付けで農林水産大臣及び厚生労働大臣から飼料添加物 3 品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。農林水産省から説明があります。農林水産省の杉浦畜水産安全管理課長、よろしくお願いいたします。

○ 杉浦畜水産安全管理課長 農林水産省消費安全局畜水産安全管理課長の杉浦です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料 1 - 2 に基づいて説明させていただきます。

今回、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いする飼料添加物は 3 品目でございます。まず始めに、資料 1 - 2 の 1 ページのグルコン酸カルシウムについて御説明いたします。

資料には、手続的なことが中心に書いてございますので、少しグルコン酸カルシウムとはどういうものか説明させていただきます。

グルコン酸カルシウムにつきましては、ブドウ糖などの発酵性生物でございます、グルコノデルタラク톤を炭酸カルシウムで中和、硝石及び分離したカルシウム塩でございます。既に 1963 年にヒトの食品へカルシウム強化剤として添加することが認められておりまして、使用されているのが現状でございます。

今般、本品を牛用の飼料に添加することで、有効成分であるカルシウムの補給効果が確認されたことから、飼料添加物として指定し、基準、規格を設定したいと考えております。

次に、２ページ目の二ギ酸カリウムにつきまして説明いたします。

二ギ酸カリウムは、ギ酸と水酸化カリウムを混合濃縮して生ずる塩でございます、EUでは、2001年から家畜の成長促進を目的として使用されております。

今般、本品を体重がおおむね 70 kg 以内の豚、ただし種豚で育成中のもの以外の豚を対象とする飼料に添加することで、飼料が含有しております栄養成分の有効な利用の促進が確認されましたことから、飼料添加物として指定し、基準、規格を設定したいと考えております。

最後に３ページにございます、ギ酸カルシウムについて御説明いたします。

ギ酸カルシウムは、ギ酸と炭酸カルシウムを反応、蒸留、分離して得られる塩で、EUでは、1970年以前から飼料防黴剤として使用され、米国では、豚用飼料のカルシウム補給として1992年から使用されております。

今般、本品を、二ギ酸カリウムの場合と同じように、種豚で育成中のものは除き、体重がおおむね 70 kg 以内の豚を対象とする飼料に添加することにより、飼料が含有しております栄養成分の有効な利用の促進が確認されましたことから、飼料添加物として指定し、基準、規格を設定したいと考えております。

これらの３物質の飼料添加物としての指定及び基準、規格の設定の際しまして、食品安全基本法第24条第1項第5号の規定に基づきまして、食品健康影響評価をお願いいたします。

なお、これらの物質の飼料添加物としての指定、基準、規格の設定に関しましては、既に農業資材審議会に諮問し、同審議会の効果、安全性及び企画委員会において、家畜に対する効果及び安全性についての審議を既に終えておりますことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○見上委員長代理　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらどうぞよろしく申し上げます。よろしいですか。

グルコン酸カルシウムは、人間用にも使われているとおっしゃったようですけれども、二ギ酸カリウムとギ酸カルシウムも同様ですか。

○杉浦畜水産安全管理課長　これらの２品目については、ヒトの食品添加物としては使用

されておりません。

ただ、諸外国においては、飼料添加物としては使用実績はございます。

○見上委員長代理 分かりました。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 済みませんが教えてください。もし、これを人間で認められたら、動物で申請するというのは、やはり審査を通りますか。

○見上委員長代理 多分、それはやらなければいけない。

○本間委員 相手が違う。

○見上委員長代理 そうです。人間と動物でも種類が違います。

○本間委員 しかも、人間の方が上と言ったらへんでしょうけれども、それでもやるんですね。

○見上委員長代理 そうだと思います。

○本間委員 分かりました。ありがとうございます。

○見上委員長代理 國枝課長、それでよろしいですね。

○國枝評価課長 はい、結構です。資料を要求する基準の中に、たしか食添の形について書いてありまして、それについては一部の資料は省略はできるんですが、その場合、きちんと説明をするような形になっております。

あと、食添といっても使用基準が定められているようなものがありますので、無制限にOKというわけではないです。飼料に使う場合には、その中でどういう形になるかというので、厳密に言うと食添として使われたものと、食添で使われる同じ成分を飼料添加剤で使う場合には、少し評価は違ってくると思います。もちろん、非常に安全という意味では、似たような部分はあるとは思いますが、それは、やはりもう一度きっちりチェックする必要があると思います。

○本間委員 余分なあれですけども、使っていい基準は、人間の方ははるかに少ないですね。そういうふうに決めつけること自身が、やはりいけないんですね。分かりました。

○見上委員長代理 量に関しては、調べれば分かりますけれども、人間と動物の区分けはよく分からないです。

外にございませんか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、肥料・飼料等専門調査会において審議することといたします。

次の議題に移らせていただきます。「動物用医薬品専門調査会における審議状況につい

て」でございます。

動物用医薬品 5 品目につきましては、専門調査会からそれぞれ意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。事務局から説明願います。

○ 國枝評価課長 資料 2 - 1 ~ 2 - 5 までについてでございます。いずれも、動物用医薬品専門調査会でございます。

まず、資料 2 - 1 でございます。農林水産省及び厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められました、セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）の再審査に係るものでして、本年の 11 月 17 日に開催されました動物用医薬品専門調査会において、審議結果（案）が取りまとめられました。本日、御了承いただけましたならば、終了後から 12 月 29 日まで、国民の意見・情報の募集を行いたいと思っております。

1 ページ目に審議の経緯がございます。これは、先ほどお話ししましたように、再審査に係るものではございますが、本年の 7 月 18 日になりますが、ポジティブリストの関係で食品安全基本法第 24 条第 2 項の諮問もされておるものでございます。

2 ページを御覧いただきたいと思えます。評価（案）になります。

「1. エクセネル注について」ということで「主剤」はセフチオフルになります。

「効能・効果」としましては、適応症として牛の肺炎、豚の胸膜肺炎ということになりまして、適用菌種はそこに記載のものでございます。

「用法・用量」は、そこに書いてございますような注射用水で溶解して、筋肉内に注射する形となっております。休薬期間は、牛で 20 日間、豚で 10 日間となっております。

薬理作用があるような成分は、含まれておりません。

「2. 再審査における安全性に関する知見等について」ということで、まず「（1）ヒトに対する安全性について」になります。

主剤であるセフチオフルにつきましては、平成 12 年に厚生労働省の方で 50 μ g/kg 体重/日という ADI が設定されております。これは、いわゆる微生物学的な影響の根拠の方が低いということで、それが採用されたものでございます。

外の諸外国、あるいは国際機関等でも評価が行われておりますが、EMA あるいは FDA で評価されたような基本的な情報は、既に考慮された上ということで、厚生労働省で ADI は設定されたものでございます。

「（2）安全性に関する研究報告について」につきましては、調査期間中の Medline を含むデータベースの検索の結果、現在の ADI に影響を与えるような報告は認められておりません。

「(3)承認後の副作用報告について」ですけれども、対象動物に対する安全性については、調査期間中にそこに記載の頭数の牛、豚の調査が実施されており、承認時には把握されていなかった対象動物に対する新たな副作用は認められなかったとされております。

3ページ目「3.再審査に係る食品健康影響評価について」です。本製剤の主剤であるセフチオフルについては、既に日本において0.05 mg/kg体重/日のADIを設定されている。承認時から再審査調査期間中に、これまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において当製剤に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、これを見直す必要はないと考えられる。

なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについてはなお検討中である。

以上でございます。

○見上委員長代理 引き続きお願いします。

○國枝評価課長 資料2-2でございます。鶏マレック病(マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチンということで、クリオマレックの再審査に係る食品健康影響評価ということで、本年の11月17日の動物用医薬品専門調査会で審議結果(案)が取りまとめられたものでございます。本日、御了解をいただければ、本日終了後から12月29日まで、国民の意見・情報の募集を行いたいものでございます。

1ページに、審議の経緯の記載がございます。

2ページに、今回のクリオマレックについてです。

「主剤」は、鶏胚初代細胞培養弱毒マレック病ウイルスと鶏胚初代細胞培養七面鳥ヘルペスウイルスでございます。

「効能・効果」としては、鶏のマレック病の予防ということです。

「用法・用量」としましては、凍結ワクチンを微温湯で速やかに融解して、所定の溶解用液で懸濁して、ひなの頸部皮下に摂取する形となっております。

凍害防止剤ということで、ジメチルスルホキシドが使用されております。

「2.再審査における安全性に関する知見等について」ということですが、ヒトに対する安全性ということで、マレック病ウイルス、抗原的に類似した非病原性の七面鳥ヘルペスウイルスについての説明の記載がございます。

本ワクチンに使用されているマレック病のウイルス株は弱毒株ということで、鶏に対しても病原性が減弱されております。

あと、そこに記載のとおり、MDV1、MDV2、あるいは HVT は、下に書いてございますけれども、マレック病ウイルスのタイプ 1、タイプ 2、七面鳥ヘルペスウイルスですけれども、これについて発生農場において従事者のヒトに対するリスクはないと考えられておりまして、人獣共通感染症としては、みなされておられません。

凍害防止剤として使用されていますジメチルスルホキシドについては、EU において MRL の設定は不要とされる物質に分類されているものです。

「(2) 安全性に関する研究報告について」は、データベース検索の結果、安全性を懸念させる研究報告は得られなかったとされています。

「(3) 承認後の副作用報告について」は、鶏に対する安全性について、調査期間中に約十萬羽のふ化後の飼育例について調査が実施されておりますが、承認時には把握されていなかった新たな副作用は認められなかったとされております。

3 ページ「3. 再審査に係る食品健康影響評価について」ということで、承認時から再審査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考える。当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものとする。

以上でございます。

引き続きまして、資料 2 - 3 でございます。同じく鶏マレック病です。マレック病ウイルス 2 型と七面鳥ヘルペスウイルスが入っているもので、これの凍結生ワクチンということになります。これの再審査に係る食品健康影響評価ということで、本年の 11 月 17 日に開催された動物用医薬品専門調査会で審議結果(案)が取りまとめられたものでございます。本日、御了承をいただきましたら、本日終了後から 12 月 29 日まで、国民の意見・情報の募集を行いたいと思っております。

1 ページ目に審議の経緯。

2 ページ目に食品健康影響評価(案)がございまして。

まず「1. 2 価 MD 生ワクチン(HVT+SB-1)について」でございます。

「主剤」としては、鶏胚初代細胞培養七面鳥ヘルペスウイルスと鶏胚初代細胞培養非腫瘍原性マレック病ウイルス株でございます。

「効能・効果」としては、マレック病の予防ということですが。

「用法・用量」としては、そこに記載のような形です。先ほどと違いますのは、18~19 日齢の卵に接種をする形となっております。

「その他」ということで、そこに記載のようなものが、安定剤等、あるいは凍害防止剤として使われております。

「２．再審査における安全性に関する知見等について」ということでございますが、先ほどの記載と同様です。マレック病ウイルス、抗原的類似の非病原性の七面鳥ヘルペスウイルスについての説明が書いてございます。

MDV1、MDV2、あるいは HVT の発生農場における従事者に対するリスクはないと考えられておりまして、人獣共通感染症とはみなされておられません。

安定剤として使用されている L-グルタミンは既存添加物、ベンジルペニシリンカリウム及び硫酸ストレプトマイシンは、過去にワクチンの添加剤としての観点から評価されており、ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じたヒトの健康への影響の可能性は無視できると評価されています。

凍害防止剤として使用されているジメチルスルホキシドについては、EU において MRL の設定は不要とされる物質に分類されています。

「（２）安全性に関する研究報告について」としては、データベース検索の結果、安全性を懸念させる研究報告は得られなかったとされております。

３ページ「（３）承認後の副作用報告について」ということですが、鶏に対する安全性については、承認時まで及び調査期間中に、そこに記載の約二千四百万個の受精卵、約二十三万羽のふ化後の飼育例について調査が実施されていますが、承認時に把握されていなかった新たな副作用は認められなかったとされています。

「３．再審査に係る食品健康影響評価について」ということで、承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられる。当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

以上です。

引き続きまして、資料２－４でございます。これは、農林水産省及び厚生労働省から意見を求められた、豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチンの再審査に係るものでございます。本年の１１月１７日に開催された動物用医薬品専門調査会で審議結果（案）が取りまとめられましたので、本日、御了解をいただきましたら、１２月２９日まで、国民の意見・情報の募集を行いたいところでございます。

1 ページに審議の経緯の記載がございます。

2 ページに、今回の日生研 TGE・PED 混合生ワクチン、スィムジェン TGE/PED についてと
いうことになります。

まず「主剤」です。そこに記載のようなものでございまして、日生研のものは、主剤
は MPK-IIIa の細胞培養弱毒豚伝染性胃腸炎ウイルス株、Vero 細胞培養弱毒豚流行性下痢
ウイルス株でございます。

スィムジェンについては、そこに記載のようなものでございまして、豚腎細胞培養弱毒
豚伝染性胃腸炎ウイルス株、Vero 細胞培養弱毒豚流行性下痢ウイルス株でございます。

「効能・効果」でございますが、若干違っております。

日生研の方は、乳汁免疫による子豚の豚伝染性胃腸炎の軽減及び豚流行性下痢の発症の
阻止若しくは軽減。

スィムジェンの方は、乳汁免疫による子豚の豚伝染性胃腸炎の予防及び豚流行性下痢の
発症軽減となっております。

「用法・用量」はそこに記載のとおりでございます。

「その他」ということで、スィムジェンには安定剤として D-ソルビトール、塩酸 L-
アレギニンが使用されております。

「2. 再審査における安全性に関する知見等について」です。ヒトに対する安全性とい
うことで、2 つのウイルスの混合ということですので、まず豚伝染性胃腸炎ウイルス、3
ページには、豚流行性下痢ウイルスについての説明の記載がございます。いずれもヒトに
対する感染の報告事例はないということで、人獣共通感染症としてはみなされておられま
せん。

安定剤としては、スィムジェンに入っておりますけれども、D-ソルビトールはヒト用医
薬品の添加剤、食品添加物として使用されておられまして、JECFA においてはソルビトール
として ADI を特定しないとなっております。また、L-アレギニンは既存添加物としてリス
トがされています。

「(2) 安全性に関する研究報告について」ということでは、両製剤ともデータベース
検索の結果、安全性を懸念させる研究報告は得られておりません。

「(3) 承認後の副作用報告について」では、日生研のものについては、承認時まで及
び調査期間中に約二千六百頭の母豚について調査が実施されており、承認時に把握されて
いなかった新たな副作用は認められなかったとされています。

スィムジェンについては、大分後になってから認められたものになりますけれども、84

頭の母豚について調査が実施され、副作用は認められなかったとされています。

承認後の副作用報告には、生産及び供給がされていないため報告はされておられません。

「３．再審査に係る食品健康影響評価について」ということですが、承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において当製剤に関する安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられます。当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられます。

以上でございます。

引き続きまして、資料２－５でございます。同じく農林水産省、厚生労働省から意見を求められました豚オーエスキー病不活化ワクチンの再審査に係る食品健康影響評価でございます。本年の１１月１７日の動物用医薬品専門調査会で審議結果（案）が取りまとめられました。本日、了解をいただきましたら、１２月２９日まで、国民の意見・情報の募集を行いたいと思っています。

１ページ目に審議の経緯の記載がございます。

２ページ「１．“京都微研”豚オーエスキー病不活化ワクチンについて」でございます。

「主剤」は、オーエスキー病ウイルス株の感染 PK-15 細胞可溶化抗原になります。

「効能・効果」としては、オーエスキー病ウイルス感染による妊娠豚の死産の予防、乳汁免疫による産子の豚オーエスキー病の発症予防ということになります。

「用法・用量」はそこに記載のとおりで、休薬期間としては５か月になっています。

「ジュバント」としては、そこに記載のようなものが使用されております。

「その他」ということで、不活化剤としてホルマリンが使用されております。

「２．再審査における安全性に関する知見等について」です。

「（１）ヒトに対する安全性について」は、本ワクチンに含有される主剤は不活化されておるということで、感染力及び毒性は有してはいません。

アジュバントとして使用されている AMOE、無水マンニトール・オレイン酸エステル、流動パラフィン、不活化剤として使用されているホルマリンは、過去に添加剤としての観点から検討され、ワクチン等が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると評価されてございます。

「（２）安全性に関する研究報告について」ですけれども、データベース検索の結果、安全性を懸念させる研究報告は得られなかったとされています。

「（３）承認後の副作用報告について」ということで、豚に対する安全性については、承認時及び調査期間中に 275 頭について調査が実施されておりまして、不受胎が 7 例、流産が 5 例、本剤の副作用として使用上の注意に記載されている注射部位の腫脹・硬結が 10 例認められておりますけれども、不受胎及び流産の発現率は、それぞれ 3.4、2.4 ということで、通常の発現率であります。また、注射部位の腫脹、硬結は承認以前と承認後の発現率、それぞれ 4.4、3.4 で大差は認められなかったことから、承認時には把握されていなかった新たな副作用は認められなかったとされております。

３ページ「３．再審査に係る食品健康影響評価について」ということで、以上、承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられ、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

以上でございます。

○見上委員長代理 長い御説明、どうもありがとうございました。

ただ今の説明、あるいは記載事項につきまして、何か御質問、御意見ありましたらよろしくをお願いします。

よろしいですか。過去においてずっと獣医領域で使われているワクチンですので、問題ないと思います。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集に入らせていただきます。たしか 12 月 29 日までだと思いました。

次の議題に移らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

動物用医薬品イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤エクイバランゴールド、イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤エクイマックス及びブラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤水産用ベネサル、ハダクリーンの再審査に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しておりますので、事務局から御説明願います。

まず始めに、イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤エクイバランゴールドにつきまして、御説明をお願いします。

○ 國枝評価課長 資料 3 - 1 を御覧いただきたいと思います。「動物用医薬品に係る食品健康影響評価について」ということで、イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤エクイパランゴールドに係る食品健康影響評価でございます。

これにつきましては、2 ページ目を御覧いただきたいと思います。国民の意見情報の募集が、本年の 9 月 28 日～10 月 27 日に行われております。その結果は、後ろから 2 ページ目を御覧いただきたいと思います。

御意見・情報の募集ということで、1 通御意見をいただいております。それについての「御意見・情報の概要」と、それに対する「回答」について御説明をしたいと思います。

まず第一点でございます。プラジクアンテルというのが、実際にはこの後ろの方に付いておりますように、詳細な食品健康影響評価が行われておるわけでございますけれども、これに対する御意見になります。

これについて EU でプラジクアンテルのラットを用いた 4 週間の亜急性毒性試験におきましては、そこに書いていますように、NOEL として 33 mg/kg 体重/日として、この NOEL から ADI を出しておる。他方、食品安全委員会の方では、この同じ試験について、NOEL を 100 mg/kg 体重/日としておるということで、この相違について教えてほしいという内容でございます。

回答としましては、ラットの亜急性毒性試験において、100 mg/kg 体重/日投与群で認められた影響というのは、血中の BUN の高値と腎臓の絶対重量の増加ということであったわけですが、BUN については、統計学的な有意差はなく、腎重量というのは絶対重量は増加してはございましたけれども、動物の体重自体が重いため、総体重量にも影響はなかったということです。さらに病理組織学的な異常もないことから、毒性影響ではないとの判断をしたものでございます。

これらの議論につきましては、第 55 回、第 57 回の議事録に記載されておりますので、御参照いただきたいと思います。

EMA の評価書にはこの部分の詳細は示されておりませんが、今回の食品安全委員会の評価に当たっては、EMA と同じ資料が提供されたと聞いております。これが回答でございます。

2 番目として「○ 代謝物の毒性について」です。食品安全委員会の評価案では、複数の代謝物が生成し、主要な代謝物は 4 水酸化体及びその抱合体であるという記載がされておりますが、残留マーカーの選択に必要な代謝物についての情報がほとんど記載されていない。また、代謝物の毒性に注目した評価が行われていない。これらについての記載や評価

も必要ではないかという御指摘でございます。

これの代謝物については、ラット、イヌ、サル、ウサギなどで試験が行われておりますけれども、いずれも速やかに代謝、排泄がされることで、生成される代謝物にもほとんど差がないこと。これは、ヒトでも代謝試験が行われていますけれども、ヒトで得られている知見とも一致していることから、プラジクアンテルの原体を用いた毒性試験において、これら代謝物における毒性も含めた評価がなされていると考えているという回答でございます。

残留マーカーの選択について、厚生労働省における残留基準設定時に適切に検討されるものと考えているという回答でございます。

「○遺伝毒性について」でございます。この遺伝毒性の御質問としては、遺伝毒性は明確に否定できていない状況にあると思われましてということで、今後も情報を収集して新たな知見が得られた際には、評価書に加筆してくださいということでございます。これは、評価書で言いますと、10 ページのところに遺伝毒性の記載がございまして、最終的には10 ページの一番下のところで、いろいろディスカッションをした上で、プラジクアンテルをヒト生体内において問題となる遺伝毒性は示されないと書いているものでございますけれども、回答としては、遺伝毒性は陽性とする方向が存在することについては承知しており、これらについても内容を精査の上、プラジクアンテルはヒト生体内において問題となる遺伝毒性を示さないと考えられるとの評価を行ったところです。

なお、本評価書の現時点で得られた知見に基づいてまとめられたものですので、新たな知見が得られた際には、必要に応じて見直しを行っていくこととなるということをお伝えしてあります。

次は「○安全係数について」でございます。安全係数ですが、食品安全委員会の評価案では、ラット、ハムスターを用いた発がん性試験が週1回の投与であり、現在要求されている発がん性試験の要件を満たしていないとされています。このことは、プラジクアンテルについて信頼性のある発がん性試験の結果が得られていないことを意味します。

貴委員会はADIを求めるに当たって、亜急性毒性試験から得られたNOAELに200の安全係数を適用すれば十分と判断しています。しかし、もう一方のADI設定の根拠となったウサギ催奇形性試験のNOAELについては、安全係数100を適用し、ADIを求めています。

プラジクアンテルの排泄が早いとはいえ一部陽性とする結果があること、また現在の要件を満たす発がん性試験の結果がないことを考慮すると、ウサギ催奇形性試験のNOAELについても、安全係数200を適用しADIを設定することが妥当と考えますということです。

亜急性毒性に適用した 200 については、種差、個体差、及び十分な発がん性、長期毒性試験がないことを考慮して適用したものであるということ。ウサギ催奇形性試験については、発生毒性の評価の観点から、情報に従って安全係数に 100 を用いておるとということ。なお、この趣旨をより明確にするため、評価書の記載を修正いたしました。

これは、一番後ろのページになりますけれども「正誤表」が書いてございます。その 3 番のところに該当いたします。その下線部の部分をより分かりやすく追加をしております。

戻りまして、5 の「○残留基準値設定に必要な情報について」です。ブラジクアンテルは、生体内において代謝、排泄が早いことから、EU においては残留基準値の設定が不要とされています。しかし、誤使用などのケースも考えられることから、日本においては基準値を設定すべきと考えます。残留基準値の設定に当たっては、分析法に関する情報が不可欠ですが、現在の食品安全委員会と厚生労働省の審議の中では、分析法についての議論がほとんどなされていません。適切な分析法と残留マーカが設定されるよう、これらについても食品安全委員会で議論し、評価書に盛り込んでください。

残留基準の設定については、厚生労働省において ADI、残留試験成績等を考慮して実施されており、分析法についても専門家の検討を経て開発され、公表されていると承知しております。

なお、御意見については、管理機関にはお伝えをします。

以上が回答でございます。

そういったことで、一番後ろのページでございますけれども、質問に対する回答と先ほどの回答を踏まえて、一部修正したもの、事務局で見直して一部不適正だった部分について、修正をしたものが正誤表ということで記載がございます。上の「エクイパランゴールド」というのは、今回の再審査の製剤。それから、その製剤に含まれているブラジクアンテルについては、今まで ADI は出ていなかったものですから、それについての評価がされた部分の評価書が別添として付いていたわけですが、それについての正誤表になります。

この中で、一番最後の、それぞれエクイパランゴールドとブラジクアンテル（別添）のところの、評価書でいう一番最後の部分になるんですけれども、この「新」ということで、暴露量については当評価結果を踏まえ、残留基準値の見直しを行う際に確認することとするという記載があります。本件は、本年の 7 月 18 日ですが、いわゆるイベルメクチン、ブラジクアンテルがポジティブリストに掲載をされているということで、いわゆ

る 24 条の 2 項諮問がなされているものです。こういったものについては、暴露評価を行う場合には、厚生労働省の方で基準値を設定した後で、もう一度それについて確認をするということでスキームがなっておりますので、その部分の記載がされていなかったもので、それを追加しております。

次に評価書案本体に戻りまして、詳細は省略させていただきますけれども、まず 3 ページ目の製剤のエクイバランゴールドについては、4 ページを御覧いただきたいと思います。「4．食品健康影響評価について」です。

本製剤は馬に経口投与されるが、日本においてプラジクアンテルの ADI は設定されておらず、馬のおける使用歴もないことから、プラジクアンテルの ADI 設定について、別添のとおり評価を実施した。

イベルメクチンについては、 $1\text{ }\mu\text{g/kg}$ 体重/日の ADI が既に設定されている。

また、イベルメクチンとプラジクアンテルを含む製剤を投与した試験の結果から、薬物動態に相互作用は認められず、急性毒性については相乗作用は認められていない。さらに、適切に使用される限り、イベルメクチンとプラジクアンテルが同時に残留する可能性はないと考えられる。

エクイバランゴールドの食品健康影響評価については、ADI として次の値を採用することが適当と考えられる。イベルメクチンについては 0.001 mg/kg 体重/日、プラジクアンテルについては 0.30 mg/kg 体重/日。

暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準の見直しを行う際に確認することとする。

あと、別添ということで、プラジクアンテルの食品健康影響評価は 15 ページになります。以上よりプラジクアンテルの食品健康影響評価については、ADI として次の値を採用することが適当と考えられる。

プラジクアンテル 0.30 mg/kg 体重/日。

暴露量については、当評価結果を踏まえ、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論とな

りますが、イベルメクチンの一日摂取許容量を 0.001 mg/kg 体重/日、プラジクアンテルの一日摂取許容量を 0.30 mg/kg 体重/日と設定するということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長代理 続きまして、動物用医薬品で全部同じなんですけれども、エクイマックスにつきまして、説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 資料 3 - 2 を御覧いただきたいと思います。イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤エクイマックスです。

2 ページ目に審議経緯がございます。

3 ページ目からが評価になります。

先ほどもありましたように、今回の国民の意見情報の募集については、同じものでございますので、先ほどで御説明が終了しております。

この品目につきましては、3 ページの「 用法・用量」を御覧いただきたいと思います。製剤自身が若干、先ほどのものと違うものでございますが、そこに記載のような形になっております。

食品健康影響評価については、先ほどと同文でございますので、省略させていただきたいと思います。

以上です。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。よろしいですか。

先ほどのものと今回のエクイマックスの違いは、今、課長がおっしゃいましたけれども、製剤の量だとか、休薬期間がちょっと違うということです。

それでは、本件につきましても、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となります。イベルメクチンの 1 日摂取許容量を 0.001 mg/kg 体重/日、プラジクアンテルの 1 日摂取許容量を 0.3 mg/kg 体重/日と設定するということで、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長代理 それでは、続きまして「動物用医薬品 プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤(水産用ベネサル、ハダクリーン)の再審査に係る食品健康影響評価について」御説明をお願いします。

○國枝評価課長 それでは、資料 3 - 3 を御覧いただきたいと思います。

プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤の再審査に係るもので

して、先ほどはブラジクアンテルとイベルメクチンの合剤でしたが、今回はブラジクアンテルを有効成分とするもので、あとはすずき目の魚類を対象にしたということで、そういった点が違いものがございます。

２ページ目に「審議の経緯」の記載がございまして、３ページ目からが実際の食品健康影響評価です。

最後に「正誤表」等が書いてございますけれども、国民からの意見情報の募集については、先ほど御説明したものですので、省略させていただきます。

評価結果については、前回、詳細を御説明しておりますので、３のところだけ読まさせていただきますと思います。

「３．再審査に係る食品健康影響評価について」ということで、承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。

しかしながら、本製剤はすずき目魚類に経口投与されるが、日本においては ADI が設定されていないことから、ブラジクアンテルの ADI 設定について別添のとおり評価を実施した。別添は先ほど御説明したとおりです。

ブラジクアンテルの食品健康影響評価については、ADI として次の値を採用することが適当と考えられる。

ブラジクアンテル 0.30 mg/kg 体重/日。

暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見ございますか。
今、気がついたんですけれども、資料３－３の最後に「正誤表」がありますね。「水産用ベネサル、ハダクリーン」の p.3 の L42 と書いてありますね。前のものは、たしか 19 と書いてあるんだけれども、どっちが正しいんですか。前の資料３－１、３－２は、旧新の正誤表で 19 と書いてあるんです。

○國枝評価課長 実際は違っています。

○見上委員長代理 行が違っているんですか。

○國枝評価課長 行が違っています。

○見上委員長代理　そうですか。そこまで調べてなかったもので、ごめんなさい。

外にございませんか。

本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、プラジクアンテルの1日摂取許容量を0.3 mg/kg 体重/日と設定するという事で、よろしいですか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「(4) 食品安全モニターからの報告(平成18年10月分)について」でございます。事務局から御説明をお願いします。

○吉岡勧告広報課長　それでは、お手元の資料4に基づきまして、御報告を申し上げます。

食品安全モニターから、平成18年10月にございました報告は、19件でございます。

内訳でございますが、リスクコミュニケーション関係が5件。食品表示関係が6件。また、BSE関係につきましては2件といった状況でございます。

それでは、当委員会のコメントを中心に御報告をさせていただきます。

2ページは「1. リスクコミュニケーション関係」。

「○ 地域の指導者育成講座の全国展開を望む」と題しまして、地域の指導者育成講座は、非常に期待されるリスクコミュニケーションの一環であると思うが、東京ばかりでなく、全国で開催していただき、多数の人が受講できるようお願いしますとの意見です。

これに対する当委員会のコメントですが、本講座は、食品安全委員会が食品の安全性に関して、地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な実施を推進するため、行政、消費者団体、事業者など地域の集まりで、食の安全に関して話をする機会のある方を対象に、リスク分析や食品安全委員会の役割、コミュニケーションについての理解を深めていただくことを目的に、今年度から開始した事業です。1回目は10月18日に東京で、2回目は11月21日に福岡で開催したところですが、御指摘のとおり、今年度は更に各回50名から100名程度の規模で、全国各地で実施することとしており、多数の方に御参加いただきたいと考えております。

本講座に御参加いただいた皆様には、その成果をできる限り生かし、地域で活動していただくことを期待しております。

なお、本講座の開催及び参加者の募集については、当委員会のホームページに随時掲載してまいります。

3ページは「○ 国民への啓蒙普及活動について」。季刊誌やポスターなどを用いたりスク評価に関する国民への啓蒙活動をきめ細やかに行う必要がある。例えば学校栄養士あ

てに送付し、給食便りの資料にしてもらったら、子ども向けのものは、モニターの協力をもって、児童館や図書館に配布するなど、末端まで行き渡るよう配慮すべきであるという御意見です。

これに対するコメントです。食品安全委員会では、国民の皆様には食品の安全性について理解を深めていただくため、季刊誌やパンフレットなどの発行物、ホームページやメールマガジンなどを通じて、適切な情報の発信に努めております。

年4回発行している季刊誌『食品安全』については、国民の皆様の関心の高いリスク評価結果の紹介などに加え、食品に関する基本的な情報などをお子さんと一緒に考えてもらえるよう、キッズボックスのコーナーを設け、分かりやすく解説しております。

さらに6月には、当委員会の役割を分かりやすく解説した子ども向けリーフレットを発行しました。

これら広報刊行物に付きましては、都道府県などの地方自治体の保健所などに送付し、一般の方の目の付きやすい場所に置いていただくよう御協力をお願いしているほか、都道府県立図書館、全国の公立高校や消費生活センターなどへ送付するとともに、全国各地で開催する意見交換会などで配布をしております。また、当委員会のホームページにおいても、電子媒体を掲載し、自由に利用していただけるようにもしております。さらに季刊誌を始め、部数に限りがある中ではありますが、その内容を広く周知するため、食品安全モニターの方に地域への情報提供のツールとして活用していただいたり、地域の食の安全についての勉強会などで利用したりできるよう、その配布についても工夫してまいりますとしております。

4ページは「○ 『BSEに関するリスクコミュニケーション（東京）』に参加して」。業界の代表として選ばれたパネリストは、あくまでも業界全体の代表であるという自覚の下、発言していただきたいという御意見です。

これに対するコメントといたしましては、10月13日に開催いたしました「食品に関するリスクコミュニケーション（東京）- 世界におけるBSEリスクとその評価について -」につきましては、御講演いただいたスイス連邦獣医局のダグマー・ハイム博士の外、消費者、食品関連事業者、科学者のお立場のパネリストをお迎えし、パネルディスカッションを行い、それぞれの立場で御発言をいただきました。

今回、御指摘の点を含め、これまでいただいた様々な御意見を踏まえながら、意見交換会がよりよいものとなるよう、今後とも一層の工夫に努めてまいりたいとしております。

この外「○ 『安全』と『安心』の違い」について、啓発していく必要があるのではな

いだろうかといった御意見を 2 件いただいております。

5 ページは「 2 . BSE 関係」でございます。

「○ 米国産牛肉 30 か月齢以下の輸入について」と題しまして、米国は、我が国に対し、30 か月以下にするよう要望しているが、今後、研究を重ね、生体内で年齢とともにプリオンが増幅するメカニズムを解明し、科学的知見による 20 か月齢以下という基準の正当性を発信していただきたいという意見です。

これに対してのコメントは、平成 17 年 12 月 8 日にまとめました米国産牛肉等に係るリスク評価結果の内容を御案内するとともに、生体内におけるプリオンの増幅に関するメカニズム等も含めた科学的知見について、引き続き収集に努めてまいりたいとしております。

6 ページは「○ vCJD 感染者と患者数について」。英国の医学誌に、クールー病の潜伏期間が 50 年以上の例があったとの報告があり、この先 50 年の間に vCJD 患者が増加していく危険性はないかという御意見です。

これに対するコメントでございますが、平成 16 年 9 月に取りまとめた中間取りまとめでは、vCJD の潜伏期間の長さについては分かっておらず、仮説では数年から 25 年と幅広いとされております。

また、厚生労働省のホームページでは、潜伏期については、現在のところ正確には分かっていない。英国では、潜伏期間として 8 年から 10 年と考えられているが、この期間より長い方、短い方もいる。また、体質や遺伝子の違いによって、潜伏期間や感受性がかなり異なるのではないかと考える研究者もいるとされております。

なお、御指摘のように、ヒトの潜伏期間は 50 年に及ぶ可能性があるとの報告もあり、食品安全委員会としても、引き続きプリオンに関する最新の知見を収集してまいりますというコメントでございます。

7 ページは「 3 . 食品添加物関係」「○ 甘味料ステビアの安全性について」。

8 ページは「 4 . 農薬関係」「○ ポジティブリスト制に情報開示の整備促進を」。

9 ページは「 5 . 化学物質関係」「○ 清涼飲料水のベンゼンについて」。製造メーカーは、厚生労働省などの発表を受け、自社製品すべてのチェックを行い、安全性を確認し、結果を公表するように願うという御意見です。

これに対しての当委員会のコメントといたしましては、食品安全委員会におきまして、平成 18 年度食品安全確保総合調査の中で、食品添加物の複合影響に関する情報収集調査を行っておりまして、調査結果が取りまとめられた段階で、ホームページを通じて公表することとしております。

また、ベンゼンそのものの食品健康影響評価については、清涼飲料水の基準の改正に関し、厚生労働省から意見を求められており、現在、審議の準備を進めているところです。

なお、当委員会ホームページの食品安全総合情報システムから海外の当該情報についても検索が可能としております。

10 ページは「 6 . 食品衛生管理関係」。

11 ページは「 7 . 食品表示関係」。原産地表示等についての御意見。

12 ページは「 〇 . 食品添加物リン酸塩のねり製品における表示」の関係。

13 ページは、賞味期限と消費期限についての表示等でございます。

15 ページは「 8 . その他」でございます。「 〇 . 放射線の食品照射は適正か」と題しまして、ジャガイモや玉ネギの発芽阻止には、放射線照射が有効だと聞いているが、食物を解しての人体への影響は、どのようなものが不安に感じているという御意見です。

これに対しての当委員会のコメントといたしまして、現在、放射線照射食品は、ジャガイモのみが一定の条件の下で認可されておりますが、今後、他の食品を認可するに当たっては、個々に食品安全委員会の評価を受ける必要があります。

食品安全委員会の評価は、食品個々の事情に応じて行われており、放射線照射食品の安全性の評価についても、厚生労働省から評価要請があった場合において、食品の種類、放射線照射の用途等を考慮した上で、必要な科学的情報に基づき評価がなされることとなりますとしております。

最後の 16 ページは「 〇 . 『食べ合わせ』に対する科学的な見解を」ということで、例えば天ぷらとスイカなどの食べ合わせについて、科学的知見に基づいた正しい見解を発信してほしいという御意見です。

これに対するコメントでございますが、いわゆる食べ合わせについては、様々な食品の組み合わせがあり、必ずしも起源や由来は判然としておりませんが、我々の長年にわたる食習慣の中で、経験的に身に付けた知恵であり、現在のような食物の保存技術や流通手段を持たなかった時代には、生活に役立つ知識であったのかもしれません。

例えば天ぷらとスイカもそれぞれ油分と水分の多い食品の食べ合わせであり、胃腸の弱い方が油分と水分を同時に多量に摂って、消化不良を起こすということは十分に考えられるということもございます。

いずれにせよ、健全な食生活を送っていくために大切なことは、特定の食材の組み合わせより、バランスのよい食事を適度な量摂取すること、また、昔からの言い伝えを含め、食に関する様々な情報があふれる中で、科学的に正しいと思う情報を自ら選択し、判断して

いくことではないかとしております。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたら、よろしくお願いします。小泉委員どうぞ。

○小泉委員 質問ではないんですが、最近の回答を見ていると、電子媒体というのか URL のところをクリックして見てくださいという回答が多いんですが、実際にこの方たちはどういう形でこういった御意見を寄せられたのか、そういったメールでの意見というのが、どれぐらいの割合になっているのか、その辺はどうなっているんでしょうか。以前はたしか、モニターの方でも半分ぐらいの人が直接インターネットから見ることはできなかったように思います。

○吉岡勸告広報課長 現在、モニターの方で、メールで登録をしていただいている方が大体3分の2程度いらっしゃいます。インターネット、メール等を御活用されるモニターの方も年々増えてきている状況にはございます。

○小泉委員 そうすると、こういうことを書いても、十分活用できるということですね。

例えば3ページの方というのは、これを出すことによって、自らそれを検索できるということですか。この方はどういう形で質問されてきたんでしょうか。

○吉岡勸告広報課長 「○ 国民への啓蒙普及活動について」の報告を上げていただいた方につきましては、メールで報告をいただいております。

随時報告につきましては、御報告をさせていただいた後、モニターの方で、メール以外の方につきましては、紙媒体でもお送りしておりますが、併せてホームページにも掲載いたしますので、その場合には、ここをやっていただくと、そのままそちらのページに飛べるような形にしております。さらにホームページでも御活用いただけるような形で工夫していきたいと思っております。

○見上委員長代理 よろしいですか。

○小泉委員 はい。

○見上委員長代理 外にございませんか。

それでは、他の議事はございませんでしょうか。

○小木津総務課長 特にございません。

○見上委員長代理 これで、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして「食品安全委員会」第169回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、12月7日木曜日 14時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

また、来週 12月4日月曜日 14時から、企画専門調査会を公開で開催。

12月6日水曜日 14時から農薬専門調査会幹事会を公開で開催。引き続き、農薬専門調査会総合評価第一部会を非公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。以上で終わります。